

優良住宅塗装工事研究会規約

第1章 総則

(優良住宅塗装工事研究会)

第1条 「優良住宅塗装工事研究会」(以下「当会」という)は一般財団法人塗装品質機構(以下「当財団」という)の定款第9章(第39条から第54条)の定めに基づいて組織さる。

(規約の内容)

第2条 「優良住宅塗装工事研究会規約」(以下「本規約」という)は定款第54条の定めに基づいて当会会員の遵守事項および運用等の細則について規定する。

(当会の目的)

第3条 当会は住宅塗装を中心とする住宅リフォーム事業の健全な発展を目指し、調査、研究、その他の活動を行うことを目的とし、その目的に資するため、定款第4条第1項および第5項から第12項に定める次の各号の事業を行う。

- (1) 住宅塗装における工事品質基準の研究・策定・普及事業
- (2) 住宅リフォーム事業者を組織し、住宅塗装工事市場の健全な発展のための活動
- (3) 住宅リフォーム事業者の健全な発展(技術力向上、経営基盤強化等)のための活動
- (4) 住宅リフォーム事業を適確かつ円滑に実施することができる人材の育成に係る事業
- (5) 住宅リフォーム事業に関する住宅居住者等からの相談等への対応に係る事業
- (6) 住宅リフォーム事業者に対し住宅リフォーム事業に係る情報提供に係る事業
- (7) 住宅リフォーム事業に関する法令遵守、消費者保護、取引の健全化の促進に係る事業
- (8) 住宅リフォーム事業に係る業務を適正に実施するため必要があると認めた場合に、必要な限度において行う構成員の状況を把握するための調査に係る業務
- (9) 消費者に向けた住宅の維持管理に関する啓蒙活動

第2章 会員

(会員)

第4条 当財団の目的および当会の活動方針に賛同し、本規約に定める手続きを経て、当会に入会した法人および個人を会員と総称し、会員は次の各項に定める条件により正会員、準会員、賛助会員に区分する。

- 2 会員が法人の場合は代表者として本会に対してその権利を行使する者(1人に限る。以下「指定代表者」という。)を定め届け出なければならない。
- 3 会員は次の各号のいずれにも該当しないこととする。
 - (1) 建設業許可の取り消しを受けてその取り消しの日から5年を経過していない
 - (2) 本人、指定代表者、役員または重要な使用人が破産手続き開始の決定を受けて復権を得ていない
 - (3) 本人、指定代表者、役員または重要な使用人が精神の機能の障害により住宅塗装事業および住宅リフォーム事業または当会会員の活動を適正に行うに当たって、必要な認知、判断および意思疎通を適切に行うことができない
 - (4) 本人、指定代表者、役員または重要な使用人が禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過していない
 - (5) 本人、指定代表者、役員または重要な使用人が建設業法、建築士法若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反、刑法の罪または暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、または刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過していない
 - (6) 本人、指定代表者、役員または重要な使用人が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)である
 - (7) 暴力団員等が会員の事業活動を支配している
 - (8) 会員が暴力団員等を不当に利用していると認められる
 - (9) 会員が暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる
 - (10) 本人、法人、指定代表者、役員または重要な使用人が建設業法、特定商取引法、景品表示法、労働基準法、労働安全衛生法、廃棄物処理法、下請法に関して、営業停止処分、業務停止処分または免許取消処分を受け、その処分が終了し、又は処分を受けることがなくなった日から5年を経過していない
- 4 次の各号の条件に該当する会員を正会員とする。
 - (1) 設立後2年以上を経過した法人であること
 - (2) 入会時点および入会後の決算が2年連続して決算が赤字ではないこと
 - (3) 建設業許可を受けていること

- (4) 住宅塗装事業を営んでおり、前年度の全売り上げに占める住宅塗装事業の売り上げが50%を超えていることまたは年間の住宅塗装事業の売り上げが6千万円を超えていること
 - (5) 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律による指定を受けた住宅瑕疵担保責任保険法人が引受けを行う保険契約（以下「リフォーム瑕疵保険」という）の取り扱いができること、なお、入会時においては入会后3ヶ月以内に取り扱いを開始する準備を行っている場合は、入会后3ヶ月を経過するまではリフォーム瑕疵保険の取り扱いができることと見なす。
- 5 次の条件に該当する会員を賛助会員とする。
- (1) 設立後2年以上を経過した法人であること
 - (2) 入会時点の前年度の決算が黒字で入会后2年連続して決算が赤字ではないこと
 - (3) 住宅リフォームに関連する事業を営んでいること
 - (4) 住宅塗装事業は営んでいないか、前年度の全売り上げに占める住宅塗装事業の売り上げが50%を超えていないこと
- 6 本条第4項の正会員、本条第5項の賛助員に該当しない会員を準会員とする。
- 7 会員に各会員区分の条件に変動が生じた場合は、執行部会の決議によって会員区分を変更する。

(入会手続き)

第5条 入会を希望する者は次の各号に定める入会審査書類を会長宛に提出する。

- (1) 入会申込書
 - (2) 法人の登記簿謄本（個人の場合は不要）
 - (3) 指定代表者届出書
 - (4) 建設業許可通知書の写し（建設業許可がある場合のみ）
 - (5) 現況報告書
 - (6) 直近の決算書の写し（直近の決算が赤字の場合は直近2年分の決算書の写し）
 - (7) 指定代表者の本人確認書類（免許証またはマイナンバーカードのコピー）
 - (8) 誓約書
- 2 入会の可否および入会時の会員区分は執行部会によって決定する。
- 3 会長は入会申し込みがあり、前項に定める入会審査書類がすべて提出された日から60日以内に執行部会を招集し、入会の可否および入会時の会員区分を決定しなければならない。
- 4 執行部会で入会が承認された場合、承認した執行部会の翌月1日とその会員の入会日とする。
- 5 執行部会は本条第1項第1号、第3号、第5号、第8号の入会審査書類について様式を定めて、入会申し込みの具体的な手続きとともに、当財団のホームページで公開しな

ればならない。

(会員の義務)

第6条 会員は、当会の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

- 2 会員は、会員総会の決議によって定める入会金および会費を納入しなければならない。
- 3 会員は定款、本規約および執行部会の指示に従わなければならない。

(退会)

第7条 会員は、いつでも退会することができる。ただし、退会の30日以上前に執行部会が定める手続きによって、執行部会に通知しなければならない。

- 2 退会した会委員の再入会は、退会の日から3年を経過するまで認めない。

(除名)

第8条 当会の会員が、当会および当財団の名誉を毀損し、若しくは定款および本規約に反する行為をし、又は会員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、本規約第15条第3項の会員総会の決議によって除名する。

- 2 当会の会員が本規約第4条第3項のいずれかに該当した場合、本規約第15条第3項の決議によって除名する。

(会員の資格喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (4) 6ヶ月以上会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。

(会員の状況の公開)

第10条 執行部会は会員について次の各号に定める事項を当財団のホームページで公開する。

- (1) 正会員の会社名、準会員の会社名または氏名、賛助会員の会社名
- (2) 正会員、準会員、賛助会員の主たる事務所の所在地
- (3) 正会員の四半期ごとの住宅リフォーム工事の総請負件数および総請負金額
- (4) 正会員の四半期ごとの住宅リフォーム工事の次の区分ごとの、①構造・防水工事を含む戸建住宅リフォーム工事、②①の内の住宅塗装工事、③内装・設備工事、④マンション共用部分修繕の元請工事の請負件数および請負金額

- (5) 正会員の建設業許可の状況
 - (6) 正会員の住宅リフォーム事業に関して現に受けている許可または有する資格（資格は法律によって規定されている資格に限定し、法律に基づかない民間の資格等は対象外とする。）
 - (7) 正会員のリフォーム瑕疵保険を取り扱う住宅瑕疵担保責任保険法人
 - (7) 正会員の四半期ごとのリフォーム瑕疵保険の取扱件数
 - (8) 正会員、準会員の当会が実施する研修の受講状況
- 2 会員が除名となった場合は、除名となった日から3年間、除名となった会員の会社名または氏名、除名の事由、除名とした日付を当財団のホームページで公開する。
- 3 会員が退会または会員資格を喪失した場合は、退会または会員資格喪失の日から14日以内に本条第1項に基づき公開している情報を削除する。

(活動状況の公開)

第11条 当会の活動状況について次の各号に定める事項を当財団のホームページで公開する。

- (1) 会員総会で承認された年次の事業計画および前年度の事業報告
- (2) 会長、副会長、各委員長、各委員の氏名および所属
- (3) 会員総会の議事の概要
- (4) 年次の人材育成計画および年年度の人材育成活動の実施状況
- (5) 消費者向け相談窓口の運営状況
- (6) 会員が工事請負契約の締結に当たって遵守すべき事項

第3章 会員総会

(会員総会)

第12条 会員総会は正会員によって構成される。

- 2 準会員および賛助会員は傍聴者として会員総会を傍聴することができる。なお、傍聴者は会員総会で発言することはできない。

(議決権)

第13条 会員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

- 2 正会員は会員総会に出席して議決権を行使するほか、議決権行使書によって会員総会で議決権の行使ができる。
- 3 正会員は別の正会員を代理人として、委任状によって議決権の行使を委任することができる。ただし、会長および副会長を代理人とする委任状は無効とする。

(会員総会の議決)

第14条 会員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 会長、副会長、委員長、委員の選任又は解任
- (3) 事業計画および事業報告の承認
- (4) 本規約の変更
- (5) 解散

(決議)

第15条 会員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。(以下「普通決議」という)

- 2 第13条第2項の議決権行使書および第13条第3項の委任状は会員総会の出席とみなす。
- 3 次の決議は定款第49条第2項の定めに従い、議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。(以下「特別決議」という)

- (1) 会員の除名
- (2) 本規約の変更
- (3) 解散

(会員総会の開催)

第16条 会員総会は、定時会員総会および臨時会員総会とする。

- 2 定時会員総会は、毎年1回、1月に開催する。
- 3 臨時会員総会は、必要がある場合に開催する。
- 4 会員総会はオンラインによって開催することができる。

(会員総会の招集)

第17条 会員総会は執行部会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 議決権総数の10分の1以上の正会員の署名によって、会長に対し、会員総会の目的である事項および招集の理由を示して、会員総会の招集を請求することができる。
- 3 前項において、会員の除名を目的とする会員総会の招集請求は、議決権総数の5分の1以上の正会員の署名を要する。
- 4 正会員の署名による会員総会の招集請求があった場合、会長は招集請求があった日から90日以内に会員総会を開催できるよう、会員総会の招集をしなければならない。

(会員総会の招集手続き)

第18条 会長は会員総会の14日前または前月末日のいずれか早い日までに、正会員に対して会員総会を招集する書面（以下「招集通知」という）を送付（電磁的方法による送付を含む）する。

- 2 会長は会員総会の7日前までに、準会員および賛助会員に対して会員総会の傍聴を案内する書面（以下「傍聴案内」という）を送付（電磁的方法による送付を含む）する。
- 3 会員総会がオンラインによって開催される場合は、招集通知および傍聴案内にオンラインによる参加方法を具体的に示し、正会員がオンラインによる出席、準会員、賛助会員がオンラインによる傍聴をできるようにしなければならない。

(議決権行使書)

第19条 会長は会員総会の招集を行った場合、議決権行使書をあわせて送付し、正会員が議決権行使書による議決権の行使を行えるようにする。

- 2 議決権行使書は、議案ごとに賛否を行使でき、議決権の行使をおこなった正会員を特定できる様式でなければならない。
- 3 議決権行使書は会長宛に送付し、会員総会の前日までに到着した議決権行使書を有効とする。
- 4 会長は議決権行使書の送付に当たっては、議決権行使書を電磁的方法によって提出する方法を具体的に指示し、正会員が電磁的方法によって議決権行使書を提出できるようにしなければならない。

(委任状)

第20条 委任状には次の各号に定める事項をすべて記載しなければならない。

- (1) 正会員の名称
 - (2) 指定代表者の氏名
 - (3) 代理人となる正会員の名称
 - (4) 代理人となる正会員の指定代理人の氏名
 - (5) 議決権の行使を委任する会員総会の日時
 - (6) 議決権の行使を委任する範囲
 - (7) 委任状の作成日付
 - (8) 指定代表者の署名
- 2 前項の記載事項が不完全な場合、その委任状は無効とする。
 - 3 議決権行使の委任を受けた正会員は委任状を会員総会の前日までに執行部会に提出する。なお、委任状の写しが提出されない場合、その委任状は無効とする。
 - 4 電磁的方法によって委任状を提出する場合、当該の会員総会で議決権行使書を電磁的方法によって提出する際の具体的指示と同様の手続きによる。

(議長)

第21条 会員総会の議長は、会長がこれに当たる。

第4章 会長、副会長、委員長、委員

(会長、副会長、委員長の選任)

第22条 会員総会で会長、副会長および委員長の選任は次の各号に定める手続きによる。

- (1) 会長、副会長および委員長（以下「研究会役員」という）は正会員の指定代表者から選任する。
- (2) 会長は研究会役員の選任を行う会員総会（以下「選任総会」という）の開催日の前々月1日までに、正会員に対して、研究会役員への立候補手続きを示して、研究会役員の候補者の募集を行う。
- (3) 立候補手続きの期間は募集開始から14日間とする。
- (4) 候補者が定員に満たない研究会役員が生じた場合は、会長は選任総会の前月10日までに、候補者を推薦する。
- (5) 会長は研究会役員の候補者を明示して、1人の研究会役員の選任を1つの議案として、招集通知に記載する。
- (6) 選任総会で議案が承認された候補者が研究会役員として選任される。

2 候補者が定数を超える研究会役員については次の各号に定める手続きで選挙を行う。

- (1) 会長は選挙となる研究会役員とその候補者を明示して、研究会役員選挙を行う旨を正会員に対して告知する。なお、選任総会の招集通知が電磁的方法によって送付された場合は、選挙告知および投票用紙の送付も、同様の電磁的方法によって行う。
- (2) 前号の選挙の告知は選任総会の招集手続きと同時に言い、投票用紙を送付する。
- (3) 投票期間は告知の日から選任総会の前日までとし、前日までに到着した投票用紙をもって有効な投票とする。
- (4) 会長は投票用紙の送付に当たっては、投票用紙を電磁的方法によって提出する方法を具体的に指示し、正会員が電磁的方法によって投票できるようにすることができる。
- (5) 有効な投票による得票数が最も多い候補者を当選者とし、当該の研究会役員として選任される。

(委員の選任)

第23条 各委員会の委員の選任は次の各号に定める手続きによる。

- (1) 各委員会の委員は正会員の指定代表者から選任する。
- (2) 現任の各委員長は選任総会の前月10日までに候補者を推薦する。
- (3) 会長は各委員会委員の候補者を明示して、1人の委員の選任を1つの議案として、招集通知に記載する。
- (4) 選任総会で議案が承認された候補者が委員として選任される。

(研究会役員および委員の任期)

第24条 研究会役員および委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する会員総会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した会長および委員長の補欠として選任された研究会役員の任期は、退任した研究会役員の任期の満了する時までとする。
- 3 任期の満了前に退任した副会長および委員の補欠は選任せず、欠員とする。
- 4 会長および委員長は任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお研究会役員としての権利義務を有する。
- 5 会長の補欠の選任は会員総会の決議による。
- 6 委員長の補欠は会長が現任の委員から指名して選任する。
- 7 会長および副会長の再選は2回までとし、再選数が2回を超える者を候補者とする事はできない。
- 8 委員長および委員の再選回数は1回までとし、再選数が2回を超える者を候補者とする事はできない。
- 9 異なる研究会役員および委員への就任は再選回数に含まない。

(研究会役員および委員が否決された場合)

第25条 選任総会で会長の選任が否決された場合は、否決された選任総会の日から90日以内に、再度、選任総会を開催して会長の選任を行う。

- 2 選任総会で副会長の選任が否決された場合は、否決された副会長は欠員とする。
- 3 選任総会で委員長の選任が否決された場合は、否決された委員長が属する委員会の承認された委員から、会長が委員長を選任する。
- 4 選任総会で委員の選任が否決された場合は、否決された委員は欠員とする。

第5章 執行部会

(執行部会の構成)

第26条 執行部会は会長および副会長をもって構成する。

(執行部会の職務)

第27条 執行部会は、次の職務を行う。

- (1) 当会の業務執行の決定
- (2) 会員総会の運営
- (3) 新規入会会員の審査
- (4) 会員の状況の公開
- (5) 当会の活動状況の公開
- (6) 年次事業計画書の作成
- (7) 年次事業報告書の作成
- (8) 当会の経理業務
- (9) 会員の費用負担の決定

(執行部会の招集)

第28条 執行部会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各副会長が執行部会を招集する。

(執行部会の決議)

第29条 執行部会の決議は過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(執行部会の議事録)

第30条 執行部会の議事については議事録を作成する。

- 2 出席した会長および副会長は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 委員会

(委員会の設置)

第31条 定款第51条に定める各委員会の設置は会員総会の普通決議によって行う。

- 2 設置できる委員会の数の上限は正会員数が200までは3、300までは4、300を超える場合は5とする。
- 3 各委員会の委員数の上限は正会員数が300までは3、1000までは5、1000を超える場合は10とする。
- 4 委員会の設置議案は執行部会で委員会の名称、委員会設置の目的、委員会が担当する定款第4条の事業、委員の定数、委員長の候補者を記載して承認し、会員総会の議案として会員総会に提案する。
- 5 議決権総数の10分の1以上の正会員の署名によって、会長に対し、委員会の名称、委員会設置の目的、委員会が担当する定款第4条の事業、委員の定数、委員長の候補者を示して、委員会の設置を決議する会員総会の招集を請求することができる。

(委員会の廃止)

第32条 委員会の廃止は、執行部会で廃止予定日を議決し、会員総会の議案として提案し、普通決議によって議決された場合、廃止予定日をもって当該委員会を廃止する。

- 2 議決権総数の10分の1以上の正会員の署名によって、会長に対し、委員会の廃止を決議する会員総会の招集を請求することができる。

(各委員会の構成)

第33条 各委員会は委員長および委員をもって構成する。

(各委員会の職務)

第34条 各委員会は、当該委員会設置の目的および当該委員会が担当する定款第4条の事業を達成するために、次の職務を行う。

- (1) 当該委員会の業務執行の決定
- (2) 当該委員会の年次計画および主たる活動の年次計画の作成
- (3) 理事会への活動状況の報告
- (4) 当該委員会の年次報告および主たる活動の年次報告の作成
- (5) その他、当該委員会の活動に資する業務

(各委員会の招集)

第35条 各委員会は、委員長が招集する。

(各委員会の活動記録)

第36条 各委員会の活動記録は第25条第1項第4号の年次報告により、年次報告は委員長が作成する。

第7章 会計および経費処理

(会計および経費処理)

第37条 当会の会計および経費処理は当財団の会計および経費処理として行われ、その手続き等は理事会の指示による。

(当会の事業年度)

第38条 当会の事業年度は当財団の事業年度と同じとする。

(会費の支払い)

第39条 会員は会員総会の決議された入会金および会費を支払う。

- 2 入会金および会費の金額の決定および変更は会員総会の決議による。
- 3 入会金および会費の支払い方法は執行部会の指示による。

(会費以外の費用負担)

第40条 執行部会は会費以外に本会の運営に必要な費用の負担を会員に求めることができる。

- 2 会員全員または特定の区分の会員全員に費用の負担を求める場合は、執行部会で決議して、会員総会の議事として提案し、会員総会での決議による。
- 3 サービスの利用者、物品の購入者など、受益のある会員に限定して費用の負担を求める場合は、執行部会の決議による。
- 4 会費以外の会員の費用負担を定めた場合、会長は速やかにその内容を代表理事に報告しなければならない。

第8章 遵守事項

(業務上の遵守事項)

第41条 会員は業務の実施にあたっては次の各号に定める事項を遵守しなければならない。なお、会員が本条の定めを遵守せず、執行部会からの指導や是正勧告等にも応じず、本条の違反が継続される場合、本規約第8条第1項に定める除名すべき正当な事由として、本規約第14条第3項の会員総会の決議によって除名する。

- (1) 住宅塗装工事および住宅リフォーム工事の請負契約を締結するに際して、当該請負契約の注文者に対し、遅滞なく、建設業法第19条第1項各号に掲げる事項を記載した書面を交付すること。
- (2) 住宅塗装工事および住宅リフォーム工事の請負契約を締結するに際して、材料費、労務費その他の経費の内訳を明らかにして、当該工事の見積りを行い、請負契約が成立するまでの間に見積書を交付すること。
- (3) 締結しようとする住宅塗装工事および住宅リフォーム工事の請負契約の内容について、著しく事実に相違する表示若しくは説明をし、又は実際のものよりも著しく有利であると人を誤認させるような表示若しくは説明をしないこと。
- (4) 住宅居住者等(宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第百七十六号)第二条第三号に規定する宅地建物取引業者であるものを除く。)から請け負った住宅リフォーム工事の請負代金の額が三百万円(マンションの共用に供する部分に係る住宅リフォーム工事にあつては当該マンションの住戸の数に百万円を乗じた金額又は一億円のいずれか低い金額)以上となる住宅リフォーム工事を行う場合においては、当該工事の注文者があらかじめ書面により反対の意思を表示している場合を除き、次に掲げるいずれかの保険契約(特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律(平成十九年法律第六十六号)第十九条第二号の規定に基づき、同法第十七条第一項の規定による指定を受けた同項に規定する住宅瑕疵担保責任保険法人が引受けを行うものに限る。以下、同条において同じ。)を締結すること。
 - (a) 住宅リフォーム工事の請負契約において、当該工事の請負人が負うこととされている民法(明治二十九年法律第八十九号)第六百三十四条第一項又は第二項前段に規定する担保の責任の履行によって生じた当該工事の請負人の損害又はこれらの規定に規定する瑕疵によって生じた当該工事の注文者の損害をてん補することを約して保険料を収受する保険契約
 - (b) マンションの共用に供する部分に係る住宅リフォーム工事の請負契約において、当該工事の請負人が負うこととされている民法第六百三十四条第一項又は第二項前段に規定する担保の責任の履行によって生じた当該工事の請負人の損害又はこれらの規定に規定する瑕疵によって生じた当該工事の注文者の損害をてん

補することを約して保険料を収受する保険契約

- (5) 建設業法第19条第1項各号に定める事項、締結しようとする工事請負契約の概要、前号に規定するリフォーム瑕疵保険契約の締結の有無、その他の重要事項を注文者に対して説明すること。
- (6) 当財団および本会に係る業務を適正に実施するため必要があると認めた場合において、その必要な限度において行う会員の状況を把握するための調査を行おうとするときは、これに応じなければならない。
- (7) 住宅塗装事業および住宅リフォーム事業を適正かつ円滑に実施すること。
- (8) 会員が住宅塗装事業および住宅リフォーム事業に関して広告または勧誘をするときは、本規約第6条第1項に定める当会の会員であると公表されるまでは、当会の会員であるであると表示または説明をしてはならない。

(会員の遵守事項)

第42条 会員は前条の定めに加えて、次の各号に定める事項を遵守する。

- (1) 工事請負契約の締結に当たっては建設業法、特定商取引法、消費者契約法等の関係法令を遵守する。
- (2) 広告および営業活動の実施に当たっては景品表示法、特定商取引法、消費者契約法等の関係法令を遵守する。
- (3) 工事の実施に当たっては安全の確保と環境整備に努め、労働基準法、労働安全衛生法、建設業法、廃棄物処理法等の関係法令を遵守する。
- (4) 協力会社との取引に当たっては下請法、建設業法、独占禁止法等の関係法令を遵守する。
- (5) 当会が定める業務に関する遵守事項、執行部会および各委員会の指示事項を遵守する。
- (6) 住宅塗装工事の実施に当たっては当財団が定めるPQA塗装工事基準およびPQA塗装工事基準活用ガイドブックを遵守する。
- (7) 会員が本規約第4条第3項のいずれかに該当した場合は、速やかにその事実と経緯を執行部会に報告する。
- (8) 会員および会員の従業員は常に消費者保護、環境保護および社会の持続性に配慮して業務に当たらなければならない。

第9章 本規約の変更・解散

(本規約の変更)

第43条 本規約は、会員総会の特別決議によって変更することができる。

- 2 定款の定めと反する事項、法令および政令等に反する事項は本規約に定めることでは

きない。

(解散)

第44条 当会は会員総会の特別決議によるほか、当財団が定款第56条によって解散した場合は解散する。

以 上

附 則

- 1 本会の最初の事業年度は、本会発足の日から令和5年12月31日までとする。
- 2 本規約は令和5年7月18日から施行する。